

秦野市議会委員会条例の一部を改正することについて

秦野市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

提出者	秦野市議会議員	村 上	茂
賛成者	同	和 田	厚 行
同	同	佐 藤	敦
同	同	横 山	むらさき
同	同	露 木	順 三
同	同	吉 村	慶 一

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、常任委員の所属、特別委員の在任期間等について定めるため、改正するものであります。

秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例

秦野市議会委員会条例（平成3年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、別表のとおりとする。

第6条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。